

財務会計システム構築及び保守業務委託仕様書

1 概要

この仕様書は、神奈川県立病院機構(以下「当機構」という。)が使用する財務会計システム(以下「システム」という。)を更新するにあたり、拡張性、安全性及び信頼性の高いシステムを継続して運用するために必要なソフトウェア等を調達するため、仕様を定めるものである。

ソフトウェア等については、次に示す方式・仕様と同等以上の性能・品質を有し、本システムの運用に支障がないと認められるものとする。

2 調達対象

調達対象は、次のアプリケーション及びソフトウェアライセンス等(以下「ソフトウェア等」とする。)とし、詳細な仕様等は別紙「ソフトウェア等詳細仕様書」のとおりとする。

- (1) 財務会計システム(アプリケーション)
- (2) 関連するソフトウェアライセンス
- (3) システム導入作業
- (4) アプリケーションサポート(保守)

サポート期間:令和4年7月1日から令和10年6月30日まで(72ヶ月)

3 設置期限等

- (1) 設置期限

令和4年6月30日(令和4年7月1日稼働予定)

- (2) 支払方法

- ア 受注者は設置完了時に完了届と併せて成果物等を当機構へ提出すること。
当機構が実施する検査完了後、受注者から適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に代金を支払うこととする。
- イ アプリケーションサポート(保守)については、毎月作業報告書を当機構へ提出し、当機構が実施する検査完了後、受注者から適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に代金を支払うこととする。

4 設置

- (1) 設置場所

ソフトウェア等は当機構が指定するデータセンター内(横浜市内)に設置したサーバ内に環境を構築することとし、作業にかかる費用は受注者の負担とする。

ア サーバ等設置場所 当機構が指定するデータセンター内(横浜市内)

イ システムを利用する場所は次のとおり

名称	住所
足柄上病院	足柄上郡松田町松田惣領 866-1
精神医療センター	横浜市港南区芹が谷 2-5-1
がんセンター	横浜市旭区中尾 2-3-2
循環器呼吸器病センター	横浜市金沢区富岡東 6-16-1
こども医療センター	横浜市南区六ツ川 2-138-4
本部事務局	横浜市中区本町 2-22

(2) 導入作業及び成果物等

以下に示す導入作業を実施すること。また、成果物等については Microsoft Word または Excel で扱えるファイル形式で作成することとし、電子媒体や紙媒体で提供すること。

① 導入作業

ソフトウェア等は設置期限までに当機構が指定するデータセンター内のサーバに環境を構築すること。サーバの仕様については別紙4「ハードウェア仕様」のとおり。

導入作業については、ソフトウェア等の利用環境の構築、現行システムからのデータ移行、動作確認テスト、操作研修等を実施するものとする。導入作業の詳細は別紙「ソフトウェア等詳細仕様書」に記載のとおりとする。

② 導入作業等にかかる成果物等

以下の資料をそれぞれ電子媒体に収めて1部提出すること。ただし、全て日本語とする。なお、(ア)、(ウ)、(エ)、(ク)については、紙媒体でも1部提出すること。

(ア) 納入物の構成をまとめた構成図(ソフトウェア構成、ネットワーク構成)

(イ) 初期設定時情報の一覧

(ウ) 当機構の運用担当者が納入物及びシステムの起動、稼動、停止操作を行う為に必要な操作マニュアル

(エ) 当機構の運用に沿った運用・操作にかかるマニュアル

(オ) 各 CSV 形式ファイルの取込機能におけるサンプルファイル

(カ) 全てのソフトウェアのインストール用媒体

(キ) 動作確認の内容及び結果のわかる資料

(ク) サポート体制図(障害発生時を含む)

③ その他

必要に応じて当機構の指定したデータセンターへハードウェア等を設置した業者と共同し、導入を行うこと。なお、データベースサーバ用基盤の設置業者については令和3年11月下旬に決定する予定。

(3) 搬入・設置

ア データセンター等での導入作業にあたり、機器の搬入等が必要な場合には、事前に当機構と調整を行うこと。

イ 4(1)に記載の設置場所において作業を行う際に、施設や設備等に損壊を生じさせた場合は、受注者の責任においてこれを補償すること。

ウ 受注者は、当機構の指示に従い、3(1)に記載されている設置期限までに構築、データ移行、テスト、運用リハーサル等の導入作業を完了し、設置期限の翌日から正式運用可能な状態とすること。

エ 必ず動作確認テストを行い、動作に問題がないことを確認し、当機構へ引き渡すこと。

オ 設置場所での作業において、不要物やゴミが発生した場合には受託者の負担で持ち帰ること。

(4) 検査及び引渡し

ア 設置が完了した際に、完了届と併せて4(2)②記載の成果物等を当機構へ提出すること。当機構は受領後に納品検査を実施し、検査完了後に引渡しを行うものとする。

イ 検査において不良等が認められた場合、受託者は速やかに当該製品の修理又は交換を行い再度検査を受けなければならない。

エ 引渡し後に発生した障害や故障等の不具合の原因が初期不良や導入時における瑕疵と判断される場合には、引渡し後であっても無償で対応すること。

5 その他

(1) 受注者は契約締結後、速やかに次の書類を作成し、当機構へ提出すること。また、進捗状況等により内容に変更が生じた場合は、その都度提出すること。

① 仕様書に基づく作業工程表

② 作業責任者届

③ 作業員の名簿

(2) 導入するソフトウェア等は最新製品又は同等品であること。少なくとも導入後6年間は利用可能なシステムであること。

(3) 本システムの障害発生時の対応を含めソフトウェア等に関する支援(保守等)体制が確立されていること。

(4) 遠隔操作での保守対応が可能であること。ただし、障害発生時等において設置場所での作業が必要な場合には現地において作業を行なうものとする。

(5) アプリケーションサポートの受付時間は、平日 9時から 17時とする。ただし、障害発生時等緊急の対応が必要な場合においては、受付時間に関わらず対応すること。緊急時の連絡体制について発注者と共有すること。

【提出物(再掲)】

	提出物	提出期限	媒体
1	仕様書に基づく作業工程表	契約締結後速やかに	電子及び紙媒体
2	作業責任者届	契約締結後速やかに	紙媒体
3	作業員の名簿	契約締結後速やかに	紙媒体
4	納入物の構成をまとめた構成図(ソフトウェア構成、ネットワーク構成)	令和4年6月30日	電子及び紙媒体
5	初期設定時情報の一覧	令和4年6月30日	電子媒体
6	当機構の運用担当者が納入物及びシステムの起動、稼働、停止操作を行う為に必要な操作マニュアル	令和4年6月30日	電子及び紙媒体
7	当機構の運用に沿った運用・操作にかかるマニュアル	令和4年6月30日	電子及び紙媒体
8	各 CSV 形式ファイルの取込機能におけるサンプルファイル	令和4年6月30日	電子媒体
9	全てのソフトウェアのインストール用媒体	令和4年6月30日	電子媒体
10	当機構の運用担当者が納入物及びシステムの起動、稼働、停止操作を行う為に必要な操作マニュアル	令和4年6月30日	電子及び紙媒体
11	動作確認の内容及び結果のわかる資料	令和4年6月30日	電子媒体
12	サポート体制図(障害発生時を含む)	令和4年6月30日	電子及び紙媒体